

# 都道府県の組織

(令和4年度スポーツ推進委員組織調査より)

## 1 スポーツ推進委員の組織について

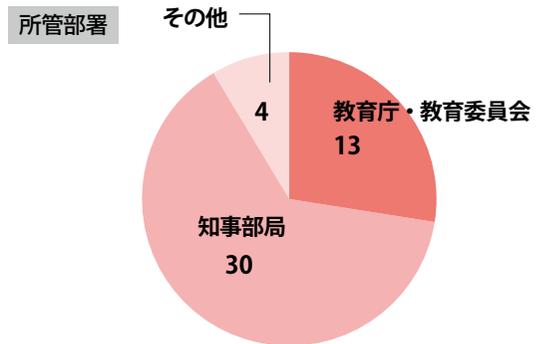
全国連合では、令和4年6月～8月、都道府県スポーツ推進委員協議会担当窓口の協力を得ながら都道府県スポーツ推進委員協議会及び各市区町村の組織に対しアンケートを実施した。その結果の概要は次のとおり。

### アンケート結果

#### 1. スポーツ推進委員協議会の所管部署

##### (1) 都道府県スポーツ推進委員協議会等の所管部署

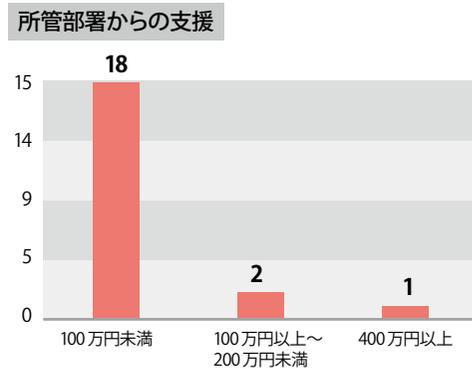
スポーツ振興法が一部改正され、平成20年4月から各都道府県のスポーツ推進委員協議会等の所管部署は必ずしも教育委員会に限定されないことになった。その結果、都道府県調査で教育委員会所管は平成20年調査では37、平成25年調査では29、さらに平成30年調査では18まで減少。今回は13となり、知事部局と回答した都道府県数は30となった。



##### (2) 都道府県協議会等を所管部署に設置している場合の実態

###### ① 所管部署から都道府県協議会等への支援

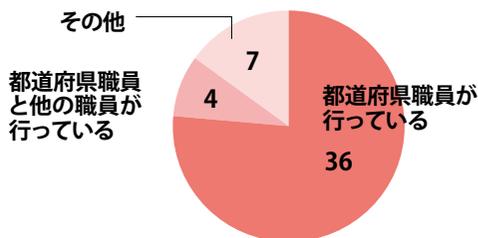
所管部署からスポーツ推進委員協議会等へ補助金や分担金を支出しているのは21都道府県で金額は図のとおり。



補助金・分担金 (年間)

②所管部署が行う都道府県協議会等の事務処理  
協議会等の事務処理については、図に示したように36都道府県において都道府県職員が行っている。この中にはほぼ専従として指導主事を配している千葉県の例も含めた。協議会職員が行っているのが北海道を含め6都道府県、都道府県職員と他の職員が行っているのが4県。他に市職員が担当しているのが1県である。

事務処理



### 事務局について

平成30年度調査時点の北海道事務局は委託料を受けて公益財団法人が事務を担当する体制であったが、現在は協議会で対応している。また、宮城県は所管部署外に事務所を置き常勤職員を配し、栃木県、埼玉県及び東京都のように

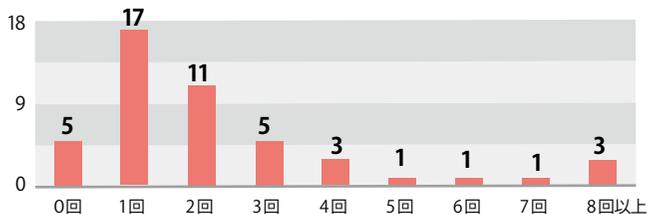
所管部署外に事務所を置き非常勤職員を配している例がある。福岡県では県の職員とは別に常勤職員を配している。このほか茨城県のように県の会長が所属する市の職員が担当する例もある。

## 2. 都道府県が実施する研修会等

### (1) 県の研修会

各都道府県における研修会等の開催回数については、図のとおり、年に1回か2回実施している例が多いが「0回」との回答が5都道府県あった。

都道府県研修会開催回数



### (2) 初任者研修会

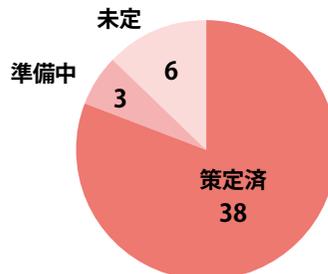
都道府県が主催する初任者研修会については30都道府県で開催されている一方で、17都道府県では開催されていない。

## 3. 地方スポーツ推進計画の策定

各都道府県におけるスポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」の策定状況は、図のとおりである。

「地方スポーツ推進計画」について「策定済」と回答があった中でスポーツ推進委員の資質向上や研修の充実について記述しているのは31都道府県。推進委員と総合型地域スポーツクラブの創設育成についての記述があるのは28都道府県。スポーツ推進委員が果たすスポーツ活動全般にわたる連絡調整についての記述があるのは22都道府県であった。

地方スポーツ推進計画の策定



# 市区町村の組織

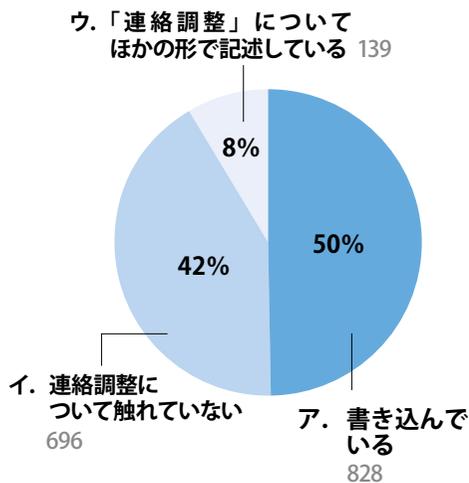
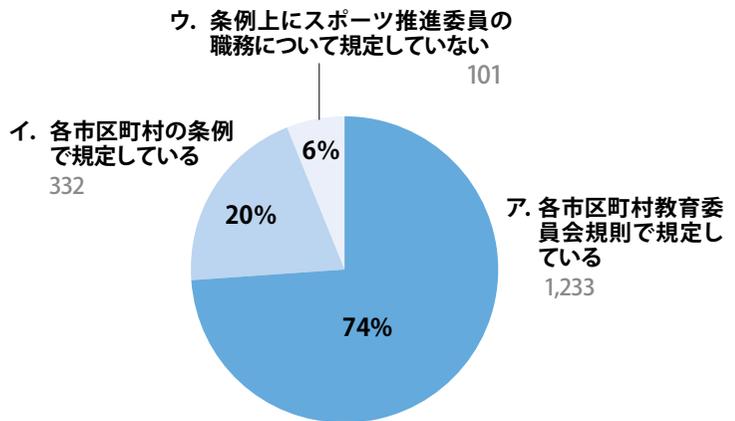
(令和4年度スポーツ推進委員組織調査より)

## アンケート結果

### 1. 市区町村における条例等の規定について

#### (1) スポーツ推進委員の職務について

都道府県レベルでのスポーツ推進委員の所管は知事部局に移行する傾向があるが、スポーツ推進委員に関する規定は「教育委員会規則」とする例が圧倒的に多い。



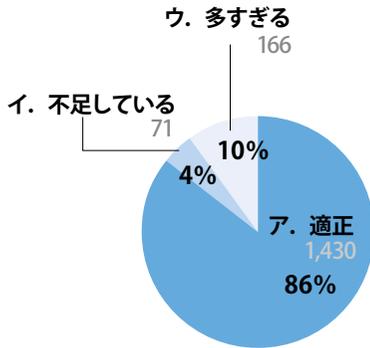
#### (2) 職務に「連絡調整」を書き込んでいる

平成23年に「スポーツ基本法」が制定され体育指導委員の名称はスポーツ推進委員に置き換わり、職務に「連絡調整」が明記されたが、条例や規則に「連絡調整」を書き込んだ市区町村の数は半数にとどまっている。

回答「ウ」の具体的内容を見ると「委員は、相互に連絡を密にし、協力しなければならない。」と委員相互の連絡を回答した市町村が64件あった。なお、「スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力をする。」と委員相互の「連絡」を「ア」と回答した例があったように、「連絡調整」の意味することの認識にばらつきがみられる。

## 2. 定数について

スポーツ推進委員の定数の照会についての回答は次のとおり。



定数が「適正」であると回答した市区町村のうち、定数を満たしていない市区町村数は891件に及ぶ。定数と委嘱数が同じとなっている充足率100%の市区町村数は565件、平均の充足率は87.12%となっている。

定数を満たせない理由として「成り手不足」「人材不足」を挙げている例が多く、予算上の問題を理由として挙げたところもある。

一方で、定数に満たなくとも実際の活動に問題はないとする市町村が92件ある。

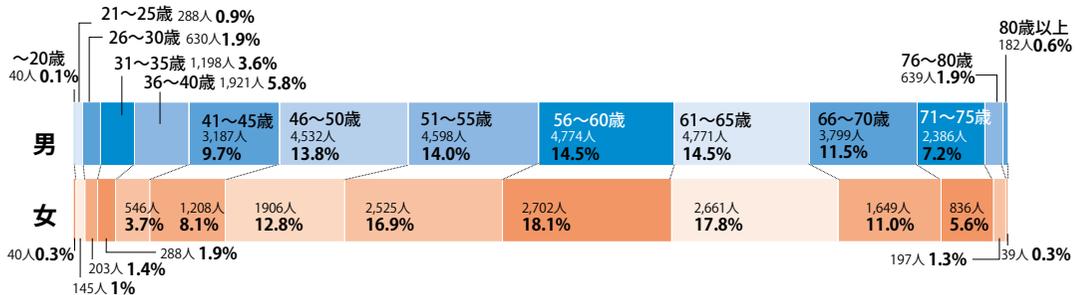
定数を満たしながら「イ」と回答している例が11件あるが、多くは定数を満たしていない状況を「イ」と回答しているように見える。

予算不足、高齢化・人口減少、成り手不足を理由に「ウ」と回答している例が多い。

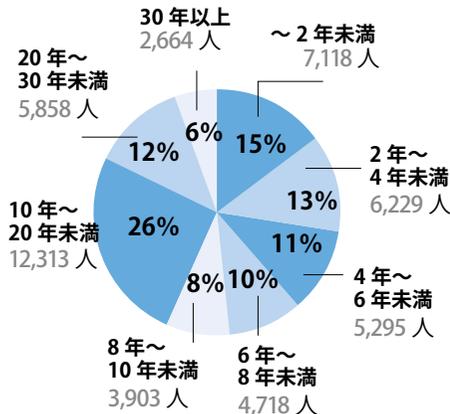
## 3. 委嘱されているスポーツ推進委員について

### (1) 年齢構成 (人)

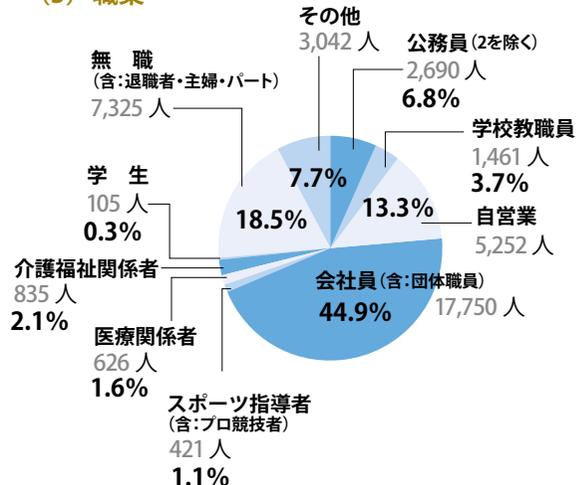
年齢構成では41歳～70歳までが全体の80%を占めている。



### (2) 経験年数



### (3) 職業



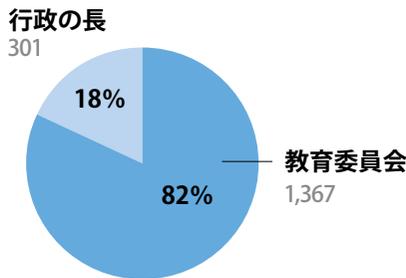
#### 4. 選任・委嘱について

##### (1) 【選出母体について】

	男（人）	女（人）	計（人）
1 町会、学区（公民館を含む）等の地域組織から	18,439	6,991	25,430(55.24%)
2 スポーツ・レクリエーション団体から	2,685	1,287	3,972 (8.63%)
3 一般公募	2,039	1,388	3,427 (7.44%)
4 教育委員会・主管課の推薦	5,066	2,816	7,882 (17.12%)
5 その他	3,453	1,871	5,324(11.57%)
	31,682	14,353	46,035

「その他」については教職員経験者や医師会推薦卒などのほか、現職推進委員の推薦による場合が多く見られる。

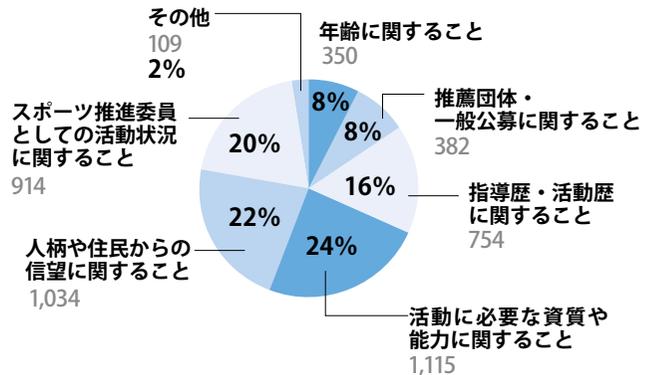
##### (2) 【委嘱（再任）形式】（市区町村数）



Ⅱ-2-(1)でも見たとおり、都道府県レベルでは知事部局に所管が移行する傾向にあるが、実際市区町村における委嘱主体は教育委員会のままとされている現状がある。このことが都道府県と市区町村間の情報共有化に影響を及ぼすことがないのか懸念される。

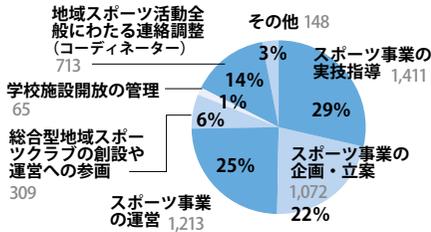
##### (3) 【委嘱（再任）に関する基準や観点等】（複数回答可）

「その他」の自由記載では、基準は特に設けないとしているところが多くみられたが、「居住地」や、性別、スポーツへの関心度などを考慮する例もある。



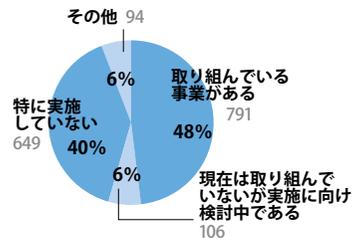
## 5. スポーツ推進委員の活動内容について

### ① 市区町村教育委員会又は首長部局において委嘱している活動 (複数回答)



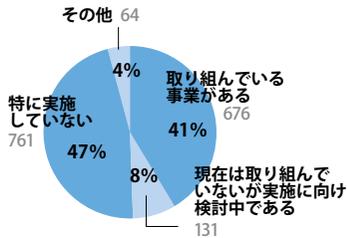
「その他」では町内スポーツ事業の運営補助、教育委員会の体育事業の補佐役、介護予防教室への出前軽スポーツ教室、小学校スポーツクラブ対応、ニュースポーツの普及などの記載があった。

### ② スポーツ推進委員組織での幼児・小学生対象事業への取組



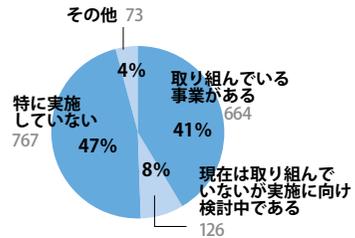
「その他」では出前講座や総合型地域スポーツクラブを通じた例があげられ、また、幼児・小学生のみを対象とした事業ではなく、年齢制限を設けず、子どもから高齢者まで広く参加できる事業実施があげられている。

### ③ スポーツ推進委員組織でのファミリースポーツ関連事業への取組



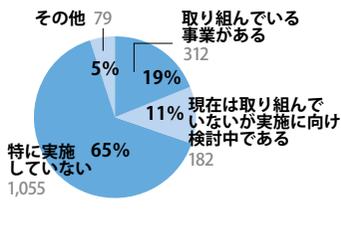
「その他」では多世代を対象とした事業に、年齢制限を設けない事業の記載が多い。

### ④ スポーツ推進委員組織での高齢者対象事業への取組



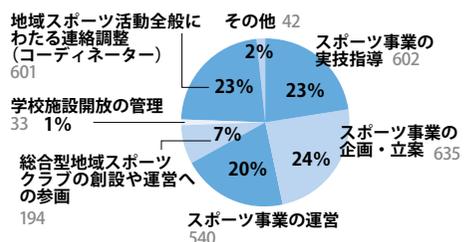
「その他」では総合型地域スポーツクラブと連携した事業や社会福祉協議会等からの要請による事業報告がある一方、年齢を限定しないプログラム実施の記載例が多い。

### ⑤ スポーツ推進委員組織での障害者対象事業への取組



「その他」では総合型地域スポーツクラブでの取り組み、特別支援学級運動会や町会からの依頼に応える事業の報告があるが対象を限定しないプログラムが多い。

### ⑥ スポーツ推進委員に今後期待する役割 (一番期待する役割)



「その他」では喫緊の課題である「部活動の地域移行に伴う役割」をあげたところがある。職員(行政)が行っているスポーツ推進委員の委員会運営事務を、独立して行うことを期待する記述がある。一方で、人材が不足しているため、期待しすぎるとなり手が見つからなくなるとして期待することへの懸念を示したところもある。

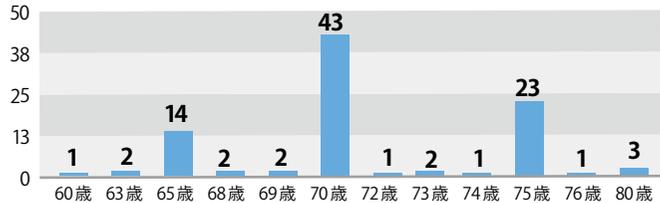
## 6. 定年制について

### 定年制



### ①年齢による場合

定年制「あり」と回答しながら具体的な年齢を明示していない例もあり把握できたところを整理すると次のとおりとなる。



\*年齢を設定する場合、委嘱時の年齢とする、任期中に当該年齢を超えないこととする例や、また「概ね〇〇歳」として明確にしない場合、委員経験の有無などで違いを設けたりする例、さらに役職の関係を考慮する例などもある。

### ②任期による場合

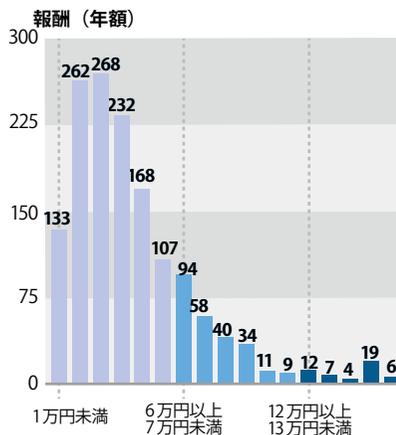
任期による制限を設けている例があるが、その数は少ない。10期=4件、15期・7期・6期・5期・3期・2期それぞれ1件の報告がある。7期を限度とする場合も連続で7期を超えて委嘱しないが1期空ければ再度委嘱可能といったように単純ではない。

## 7. スポーツ推進委員に対する報酬

スポーツ推進委員一人当たりに対する報酬は、市区町村ごとに大きなばらつきがある。「出日当」制をとり年額で集計できないところがある中で年額に集計できる範囲で整理すると、概ね次の表のとおりとなる。

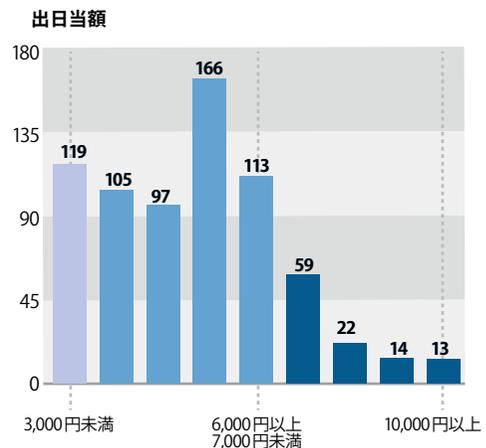
報酬が集中しているのは年額にして1万円から4万円の間となっている。

### (1) 年額支給の場合

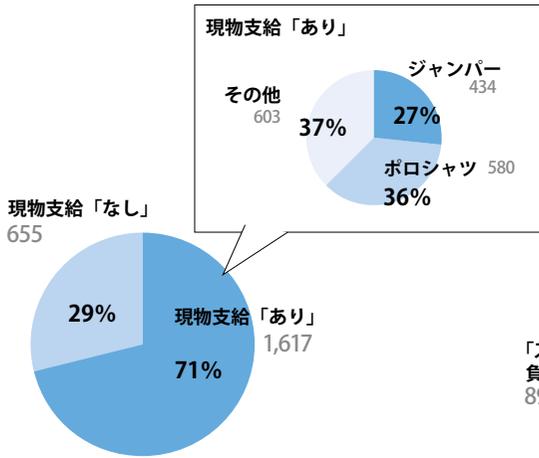


### (2) 出日当額

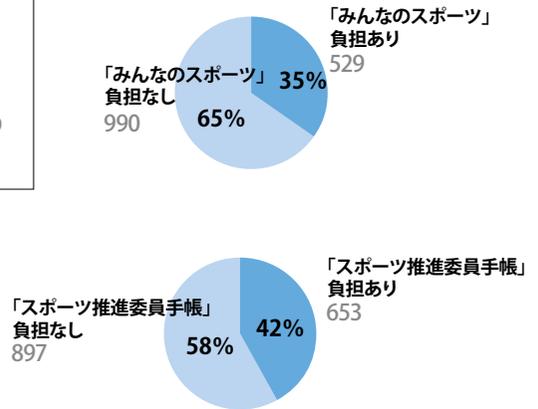
出日当の額を記入した市区町村について整理すると下図のようになる。このほか、額を固定しない例や、役職ごとに差をつける自治体もある。



### (3) 推進委員に対する現物支給について



### (4) 「みんなのスポーツ」推進委員手帳の購入費について

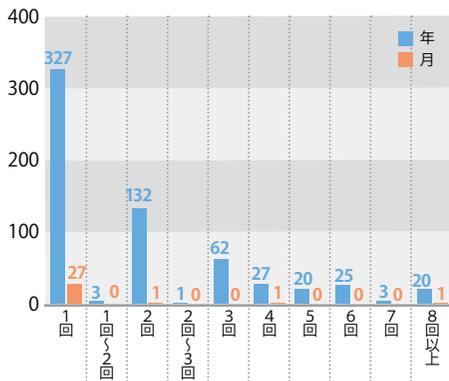


## 8. 市区町村における研修の機会について

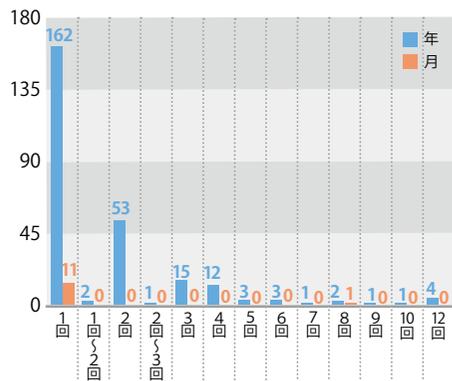
### ① 市区町村主催の研修会・講習会について

今回の調査では「実技」と「実務」を分けた。

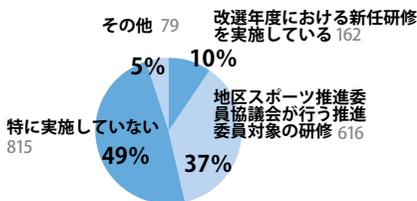
実技研修実施回数



実務研修実施回数



### その他、スポーツ推進委員を対象とした研修の開催状況

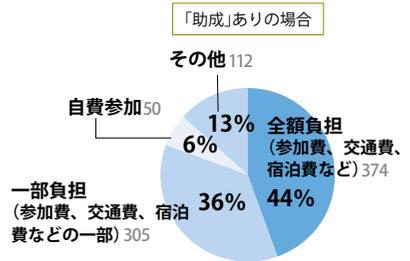
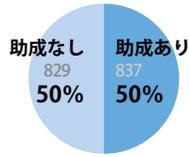


各市区町村における研修会数は上図のとおりで、実技・実務ともに年に1回とする例が最も多い。『特に実施していない』と回答した市区町村が835件ある。「その他」の記述から市区町村としての研修ではなく県や管区、地域ブロック単位の研修に参加や他市町村との合同研修会参加の例や、必要に応じて開催するとする例もある。

## 9. 研究協議会・研修会への参加及び助成について

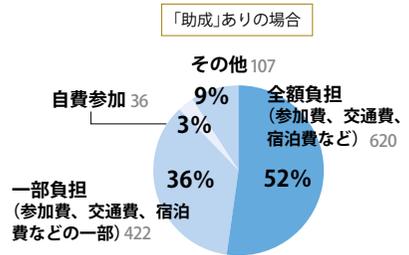
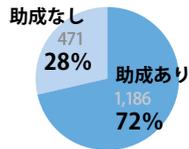
### 全国研究協議会参加

「その他」の記載から市区町村が被表彰者を対象として全額支出する場合や、人数制限を設ける例がある。



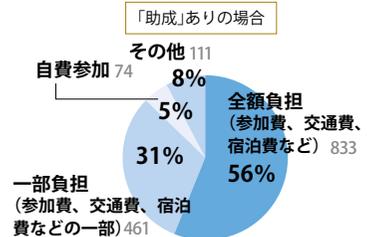
### 地区（ブロック）研修会への参加

「その他」の記載から地区被表彰者を対象として全額支出する場合や、人数制限を設けて助成する例、公用車での送迎の例もある。



### 都道府県研修会への参加

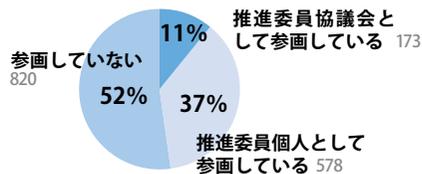
「その他」では公用車、市バスやマイクロバスの提供の例が見られる。また被表彰者対象に全額負担とする例などがある



## 10. 総合型地域スポーツクラブとスポーツ推進委員について

### ①立ち上げ・運営について

前回調査（平成30年）より、「参画していない」の回答が増えている（626⇒820）

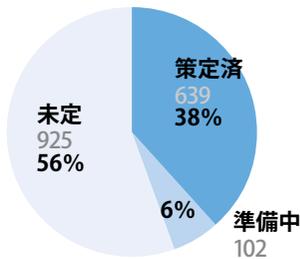


### ②未設置（設置できない理由）

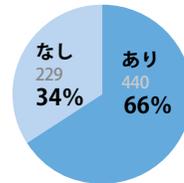
総合型地域スポーツクラブが未設置の場合の主な理由の記述から、多くは人材不足、ニーズのなさを挙げている。加えて、設置したものの資金難や後継者不足で休止や廃止となったとする例が少なくある。

## 11. 市区町村単位の「地方スポーツ推進計画」について

### 地方スポーツ推進計画の策定の有無



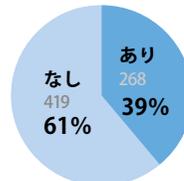
### ①計画の中に推進委員の 資質向上や研修の充実についての記述



### ②計画の中に推進委員と総合型地域 スポーツクラブの創設と育成に ついての記述



### ③計画の中に推進委員が果たす スポーツ活動全般にわたる連絡調整 についての記述



### その他

「幼少期の子どもや老年期の市民への取組等への参加支援」など生涯スポーツに触れる記述や「ニュースポーツ」の普及等に関する記述が多くみられた。

## 12. スポーツ推進委員の課題について（複数回答可）

前回の調査同様「引き受けてくれる人が少ない」「地域住民の認知度が低い」が課題としてあげられている。

「その他」では、今回の調査では新型コロナウイルスの影響で活動が制限されたことに触れた記述が多かった。推進委員活動の課題として、推進委員が仕事との関係で活動を制限されること、高齢化が進み後継者不足となっていること、推進委員の活動に温度差があることの記述があった。また、計画・企画などについて事務局（行政）任せになっているとの指摘もあった。

